

どこでも 簡単 安心 お得なサービス コンビニ交付サービスをご利用ください

問市民課(東庁舎) ☎71・2323 ☎72・2460

マイナンバーカードか、コンビニ交付利用登録済みの住民基本台帳カードを持っていると、全国のコンビニエンスストアに設置してある多機能端末機(マルチコピー機)から証明書が取得できます。通勤途中や買いものついでに利用でき、とても便利です。

コンビニ交付サービスで取得できる証明書と手数料

証明書の種類	手数料	備考
住民票・住民票記載事項証明書	200円	本人または本人と同一世帯員のもの(※住所、氏名などの履歴は出ません。除票は出ません)
印鑑登録証明書	200円	本人のみ
戸籍(全部・一部)記載事項証明書(謄本・抄本)	350円	湖南省に住民登録および本籍がある人で、本人または本人と同一戸籍のもの(※除籍や改製原戸籍は出ません)
戸籍の附票	200円	
所得証明書(児童手当用含む)・(非)課税証明書	200円	申告などができている人(本人の現年度分のみ)

市役所の窓口よりも
100円お得!

■利用時間

午前6時30分～午後11時
※メンテナンス日などは除く

※所得証明書(児童手当含む)・(非)課税証明書は、平成29年1月1日に湖南省に住民票がある人に交付ができます。
※収入のない人や、扶養されている人など、前年中の所得がわからない人はコンビニでの証明書交付はできません。市役所の税務課(東庁舎)で申告をしてください。

マイナンバーカードを作るには



マイナンバーカードにはコンビニ交付サービス機能があらかじめ搭載されていて、顔写真付きの身分証明書としても使えます。
申請方法は、マイナンバー総合サイトか、通知カードに同封している文書を確認してください。
※申請してから作成するまでに1～2か月ほどかかります。

不正取得防止のために本人通知制度を利用しましょう

住民票の写しや戸籍謄・抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、証明書を交付した事実を郵便でお知らせする制度です。この制度により、証明書の不正取得の早期発見や不正請求の抑止が期待できます。

※代理人や第三者から登録者の住民票の写しなどの交付請求があった場合に、住民票の写しなどの交付の可否を、登録者に確認する制度ではありません。

●制度の流れ

①事前登録

通知を希望する人が事前に登録の申請をします。



②代理人・第三者からの住民票の写しや戸籍謄・抄本などの交付請求

交付申請者に対し、審査をして交付します。



③①の通知登録者に対して交付した事実を通知

■登録できる人

湖南省に住民登録している人、本籍がある人(除かれた人も含みます)

■持ち物

- ・本人確認書類(運転免許証など)
- ・印鑑
- ・代理人の場合は委任状
- ・法定代理人の場合は、資格を証明する書類(戸籍謄本など)。ただし、登録者の本籍が湖南省にある場合は不要。

■申請場所

市民課、市民課分室(西庁舎)